3　臨時理事会は、随時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の３分の１以上から理事会の目的たる事項を記載した書面により理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。

（定足数）

第46条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

（議決の方法）

第47条　理事会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、業務規程の改正は、出席した理事の議決権の３分の２以上の多数決による。

2　前項の場合において、業務規程の改正は内閣総理大臣の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

3　理事は、それぞれ１個の議決権を有する。

4　理事は、理事会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

（書面等による理事会）

第48条　会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2　前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

（議事録）

第49条　理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに理事会に出席した理事のうちから選任された議事録署名人２人以上がこれに署名押印するものとする。

2　前条第１項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

第４節　自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会

（自主規制会議）

第50条　本協会に自主規制会議を置く。

2　自主規制会議の構成は、自主規制会議議長、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員　４人以内

公益委員　３人

3　自主規制会議は、第44条第２項の規定により委任された同条同項各号に掲げる事項を決議する。

4　自主規制会議は、第44条第２項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

5　自主規制会議議長は、公益理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

6　会員委員は、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表者）又はこれに準ずる者から、理事会の決議によりこれを選任する。

7　公益委員は、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るために必要な見識を有し、かつ、貸金業と直接関係のある業務を営む者の常務に従事する者以外の者のうちから、理事会の決議によりこれを選任する。

8　委員の任期は２年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9　公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、会員委員は無報酬とする。

10　自主規制会議は、第44条第２項各号に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。

11　自主規制会議及び前項に規定する委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「自主規制会議規則」をもって定める。

（貸金戦略会議）

第51条　本協会に貸金戦略会議を置く。

2　貸金戦略会議の構成は、貸金戦略会議議長、会長及び貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員　11人以内

3　貸金戦略会議は、第44条第３項の規定により委任された同条同項各号に掲げる事項を決議する。

4　貸金戦略会議は、第44条第３項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

5　貸金戦略会議議長は、会員理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が会員理事である場合は、貸金戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

6　会員委員は、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表者）又はこれに準ずる者から、理事会の決議によりこれを選任する。

7　委員の任期は２年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8　委員は無報酬とする。

9　貸金戦略会議は、第44条第３項各号に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。

10　貸金戦略会議、前項に規定する委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「貸金戦略会議規則」をもって定める。

（総務委員会）

第52条　理事会に総務委員会を置く。

2　総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。

会員委員　９人以内

3　総務委員会は、次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

⑴　定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項

⑵　本協会の予算及び決算に関する事項

⑶　会費及び特別会費に関する事項

⑷　協会員の加入及び退会に関する事項

⑸　本協会の主たる財産の管理に関する事項

⑹　経理規則に関する事項

⑺　自主規制会議及び貸金戦略会議の所管に属さない事項

4　総務委員会委員長は、会員理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が会員理事である場合は、総務委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。

5　会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表者）又はこれに準ずる者からこれを選任する。

6　委員の任期は２年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　委員は無報酬とする。

8　総務委員会は、財務部会を置くことができる。

9　総務委員会及び前項に規定する財務部会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。

第５節　試験委員会

（試験委員会）

第53条　本協会に試験委員会を置く。

2　試験委員会は、貸金業法及び内閣府令に定める試験委員の要件を備える者のうちから会長が選任し委嘱する委員により、これを構成する。

3　試験委員会は、第44条第４項の規定により委任された貸金業務取扱主任者に係る試験に関する事項を実施する。

4　試験委員会は、貸金業務取扱主任者に係る試験の公平性及び透明性を確保する観点から、試験の実施に関する理事会への報告を公表日以降に行うものとする。

5　試験委員会は、試験委員会委員の執行に関する事項及び試験委員会の構成、運営に関し必要な事項を、「試験委員会規則」をもって定める。

第６節　特別委員会及び規律委員会

（特別委員会）

第54条　本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により臨時に特別委員会を置くことができる。

2　特別委員会は、本協会の業務運営全体に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

3　本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により、特別委員会に専門委員会を置くことができる。

4　特別委員会及びその専門委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「特別委員会規則」をもって定める。

（規律委員会）

第55条　本協会に規律委員会を置く。

2　規律委員会は、協会員並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長又は自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長又は自主規制会議議長に意見を述べることができる。

3　規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「規律委員会規則」をもって定める。